

平成19年 第3回定例会一般質問

議長 横尾 武志君

7番、川上議員の一般質問を許します。7番、川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。一般質問を行います。

まず第1に、芦屋港湾について伺います。芦屋港は1986年に建設費95億円をかけて新市経済における建築取材、金属機器等の物流基地として建設されました。しかし、港の利用率は10%から15%といわれ、港湾事業は十分に活用されていません。

現在では、テトラポットの製造や積み出しなどが大きなウエートを占めており、本来の使命を果たしていません。また、建設当時、全国各地でつくられた砂浜に位置する港湾は、砂が港内に堆積し、港湾の維持管理費に莫大な費用がかかることが指摘されていました。漁業者の中からも、芦屋港は欠陥港ではないかとの声が当初から上がっていました。開港後、港内に砂の堆積が始まり、1995年から2005年までの間に6億2,000万円も使って7回の浚渫を行っています。このような状況の中で、県は維持浚渫が長期間発生しないように平成17年度から5億円をかけて防砂堤建設の工事が進められました。現在では一部ヘッド部施工工事を残した状態ではありますが、防砂堤の機能は有しており、ほぼ完成した状況となっています。

そこで、次の点を伺います。

1点目に、現在は砂の港内への堆積はとまっているのか。また、県は防砂堤の建設により維持浚渫を行う必要がない期間を21年としているが、現在においても変わらないでしょうか。

2点目に、今後の砂防対策はどのように考えているのか。

3点目に、平成12年の芦屋海岸の整備に関する調査特別委員会の報告では、芦屋港は観光レジャー用の用途変更を県に働くべきとしています。町として県との協議は行ったのか伺います。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。後期高齢者医療制度は、2006年6月の通常国会に小泉構造改革の一環として提出された医療制度改革関連法案の一つで、高齢者に新たな負担増と差別医療を持ち込むものです。国民健康保険や社会保険から後期高齢者を切り離し、2008年度から75歳以上の後期高齢者全員が加入することになる新しい医療保険制度です。新制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付がふえれば、後期高齢者の保険料の値上がりにつながるという仕組みになっていることです。そのことが受診抑制につながることもなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されます。この後期高齢者医療制度は、これ以外にも数々の問題点をはらんでいます。

1点目は、今まで保険料を払っていなかった被用者保険の被扶養者を含め、すべての高齢者が

ら保険料を徴収することになり、徴収方法は介護保険と同様に月額1万5,000円以上の年金の受給者から天引きを行います。保険料は広域連合ごとに決定することになっていますが、厚生労働省の試算では、2008年度の制度発足時には、1人当たり月額6,200円程度になる見通しで、年額7万円を超すことが予想されます。これまで配偶者や子どもの扶養家族となっていたため保険料を払わなくてよかった人に対しては、激変緩和措置として2年間半額になる措置がとられることになっていますが、いずれにしても新たな負担増に変わりありません。

2点目に、政府はこれまで高齢者に対しては被爆者や障がい者、結核への医療など、公費医療対象者と同様に、資格証発行の対象から外していましたが、今後後期高齢者医療制度では、保険料の滞納者から保険証を取り上げ、短期証や資格証明書発行を行うことまで法律に定めていることです。まさに高齢者いじめという以外にない大改悪が行われていたのです。

問題の3点目に、診療報酬が他の世代とは別立てにされることです。後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に、診療報酬を引き下げ、包括制にして一月当たりの上限を決めて必要な医療を受けられなくなる可能性があります。このように余りにも問題点の多い後期高齢者医療制度は、高齢者に対して新たな負担とともに高齢者に差別医療をもたらすものです。

そこで、次の点を伺います。

1点目に、芦屋町では、この制度の対象となる75歳以上の高齢者は何人いるのでしょうか。また、その中で現在子どもなどに扶養されている被扶養者は何人になるのでしょうか。

2点目に、介護保険料と合わせると月1万円以上も年金から天引きされることになりませんが、高齢者にとって新たな負担となると考えられますが、どう思いますでしょうか。

3点目に、国民健康保険では75歳以上の高齢者に対し、保険料を滞納した場合、短期証や資格証明書を発行してはならないとされていましたが、後期高齢者医療制度では保険料が払わなければ保険証の取り上げや資格証明書の発行が義務づけられているなど、過酷なものとなっています。高齢者に病気はつきものであり、医療を受けられないことは命にかかわる問題です。医療保障なしで生きていけない弱者に対する救済措置はあるのでしょうか。

4点目に、広域連合において高齢者の意見はどのように反映するのでしょうか伺います。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。建設課長。

建設課長 三友 伸一君

では、1点目の防砂堤の建設により港内への堆積はとまっているのかということでございますけれども、ご存じのとおり港湾施設は福岡県の管理施設でございます。質問の内容を県北九土木事務所に問い合わせましたが、現在最終年度工事をやろうとしているところであり、調査は行っ

ていないと回答がっております。

それと、防砂堤による湾内といいますか、港内の維持浚渫を21年間行う必要がないとしているが、期間の変更はないか尋ねるということですが、これは、この21年というのは昨年1月13日に遠賀漁協芦屋の会議室で防砂堤の工事説明会が開催されました。その際、ご質問の21年という期間について、当時の北九土木の担当課長の方から、防砂堤の説明の中で計画上のシミュレーションでの年数との説明がっております。

このことについても県に問い合わせを行いました。先ほどの説明と同様、現在工事をやろうとしているところです。計画の中で変わりはありませんと回答でした。

次の、今後の砂防対策はどのように考えるのかということですが、これは砂防対策いろいろあると思いますが、まず1点目の飛砂です。これ飛んでくる砂ですね。これについては現在芦屋町飛砂対策と里浜づくりに参加しませんかというワークショップが平成18年度に3回、最近では9月8日に、そして今回は第4回目として11月17日に開催される予定となっております。これは福岡県が主体となって飛砂について芦屋町住民の皆さんと今後の対策を話し合い、あわせて今後の海岸利用についてもご意見をいただきながら、すばらしい海岸にしたいとのことから実施されているものです。

ワークショップ後の全体計画、今後ワークショップ後にどういう事業を起こしてどうするのかということの全体計画は示されていませんが、何らかの方向性がワークショップ後に見出せるのではないかと期待しております。

それと、先ほどの件は風で飛んでくる飛砂ですが、2点目は漂砂と思います。これは海岸線の侵食、それと堆積等があります。この漂砂　まあ流動する土砂といいますか。これについても先ほど里浜づくりのワークショップの中で、メンバーの方々が県に質問されておりました。これに対して県としては、今年度中に岡垣から芦屋にかけて全体の漂砂の動きをまとめたいと発言されておりました。これはスポットスポットでいろいろ、されているようですが、それをまとめたいという趣旨でございます。

それと、一番最後の平成12年の芦屋海岸の整備に関する調査特別委員会の報告では、芦屋港は観光レジャー用の用途変更を県に働きかけるべきとしていますが、町として県との協議は行ったのかというご質問でございますが、このことを振り返って確認させていただきました。芦屋海岸の整備に関する調査特別委員会報告書、平成12年8月23日ということで日付が打ってありました。この報告書では、芦屋海岸の整備については人工島は現時点において建設すべきではなく、防波堤の役を果たした景観を損なわないラグーン建設とすべきで、芦屋港の用途については現在の商業港となっており、観光レジャー用への用途変更を県に働きかけるべきであるとされておりました。

当時の芦屋町の思いは、観光レジャー港湾にあったと思います。ただ、この時期、なみかけ大橋の工事中でもあり、また県としての玄海響灘に面する唯一の地方港湾として商工機能を充実し、遠賀地域の物流の拠点として役割を果たすという基本方針からも、その当時では用途変更には無理があると判断されていたようです。

その後、平成14年8月になみかけ大橋の供給開始となりました。で、芦屋港の観光レジャー港への用途変更の働きかけは、前町長時代から港湾の会議の際に意見として数回述べられておると聞いております。ただ、正式な要望書等の提出は行われておりません。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

後期高齢者医療制度につきましてお答えいたします。

まず、要旨の1、芦屋町の対象者とはということでございますが、8月末現在で1,668人です。このうち国保の被保険者が1,392人、被用者保険の被保険者は276人です。で、扶養されている高齢者は、被用者保険の被扶養者が245人です。国保の被扶養者については把握いたしておりません。

それから、要旨の2の保険料は高齢者にとって新たな負担となるがということでございますが、高齢者の医療費につきましては、高齢者の医療費を国民全体でどのように公平に負担していくのか。また、増大する医療費を安定的に賄うための持続可能な制度をどのように構築するのかということに大変大きな議論がなされてきたわけですが、現行の老人保健制度は高齢者の医療費について、高齢者自身が一体どれだけ負担して現役世代がどれだけ負担しているのかという負担のルールが明確でないなどの問題を抱えております。

そこで、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の人を対象に独立した医療制度を創設することになったものでございます。高齢者の医療の給付に要する費用を公費で約5割、現役世代の保険料からの支援金約4割、残りの約1割分を高齢者お一人一人に負担をしていただくというものでございます。

要旨の3番目、救済措置はあるのかとのことですが、保険料の軽減措置がとられることになっております。

で、1点目といたしましては、低所得世帯に属する被保険者については、世帯の所得に応じて保険料の均等割額の7割、5割、2割が軽減されます。

2点目といたしましては、被用者保険の被扶養者であった人については、新たに保険料が課されることから、激変緩和を図るため、制度に加入したときから2年間被保険者均等割額の5割の

みに軽減されます。その他災害で被害を受けた場合などの減免措置については、現在広域連合において軽減、検討が進められているところです。

要旨の4番目、高齢者の意見の反映はどのように行うのかとのことですが、これについても現在広域連合において検討が進められているところです。

以上です。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

まず、芦屋港湾について伺います。

まだ工事が完成していないので調査をしていないということですが、一応漁協の方から航路上、そういったところが浅くなっているのを浚渫してほしいという、そういった要望があったということで、この防砂堤の建設前に浚渫を行ったというふうに聞いております。

それで、私、港湾内の水深の調査をやってみました。これは平成18年の芦屋港平面図となっておりますが、この中で示されているのは、航路がマイナス5.5、泊地がマイナス5.5、それから埠頭用地前の泊地、これが大体マイナス4.5と、こういったことがこの平成18年3月時点では上げられていますが、私が調査しましたところ、一応航路の水深は6メートルから7メートルあります。で、泊地については大体6メートル、埠頭前の泊地は、これもやはり6メートルということで、やはり浚渫をやった中で一定の深さは保っているのではないかという、こういった結果が出ました。

ただ、問題点として、航路の南側の浮揚灯台、これと防砂堤の北側、この間隔が浮揚灯台をかわりますと、もう2.5メートルになっています。で、これからまた防砂堤まで行きますと、相当やはり2メートルから1メートルというふうになると思いますが、それまで入ると船底がつかえるので、測定できなかったわけですが、一応そういったふうに2.5メートルという形になっています。

それとこの防砂堤が出ているつけ根の110メートル防波堤、これの北東側が2メートルという、こういった水深です。これは満潮時ですので、干潮時ならばもっと下がるということで、この2カ所については港湾内の安全を確保するという、そういった水深ではないというふうに見られます。

ただ、この浅くなっているというのが防砂堤後に堆積したのか、それともまた、この地点を浚渫しなかったのか、そしてまた、浚渫したとしても防砂堤を建設中にこういった堆積が起こったのか、これはわかりません。これは県の方に浚渫した後の測定をしたのかどうか、そういったのを聞きながらデータと合わせなければいけないと思いますけれども、やはりそういった点では、

今後防砂堤が完成する中では、この防砂堤の北側と110メートル防波堤の北東側、この2メートルの水深、ここをまず県に浚渫を要望して、そしてその浚渫以後の砂の堆積、こういったものをデータとして把握して行って、防砂堤の機能がどのくらいあるのか、そういったことを知っていかねばいけないと思います。

そういった点では、ぜひこの地点の浚渫、そして堆積の調査を県に求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

建設課長。

建設課長 三友 伸一君

先ほど言われました水深につきましては、後ほど資料をいただきまして県と照会をしたいと思っております。

また、この防砂堤が終わりましたら、当然費用対効果、その後どの程度どうなっていくかという事業後の観測等については、当然私ども一応芦屋町わずかではございますが負担金を納めておりますので、そういうようなことについて資料を求めてきたいと、そう思っております。

以上です。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

ぜひ県の方にはそういった調査をするように求めてください。

それと、21年間浚渫はしなくていいのかという問題ですけど、これはまだでき上がっていないものを変更するという答弁もできないと思いますが、実際、防砂堤の南側、私がたしか4年ほど前に一度現地調査をしたと思っておりますけど、そのころは110メートル堤防の西側は今の防砂堤ができているところは水深2メートルほどあったと思うんです。で、現在防砂堤ができるときは波打ち際になっていたんですけど、現在できてしまった時点では、防砂堤の根から満潮時でも約20メートルはもう完全に砂浜になっていて、基礎の石のところまで砂がかぶっているという、こういった状況です。水深も恐らく防砂堤の南側は1メートルから1.5メートル程度ぐらいの水深しかないということで、日に日に砂に埋まっているというのが現状だと思います。これはそれだけ防砂堤が効果を上げているということにもなりますが、ただ県の言う21年間浚渫、そういった維持管理をしなくてもいいという、こういったことには大変やはり無理があるのではないかとこのように考えております。

で、これは確かに防砂堤をつくることによって、北側への砂の移動というのはとめることができ、そういった砂がたまっているんですけど、それではこの砂がどこから来るかといえ、

この砂は今度は波津岡垣の方から西側から海岸をつたってきている、そういった状況になります。当然西から来て浜に当たって、それから北へ向けて抜けていく、そして防砂堤に当たって防砂堤でたまっているというのがメカニズムだと思うんです。それと同時に、やはり行って、芦屋港湾の西側からそういった砂も西口を通過して入ってくるという、そういった可能性もあると思います。

そういった点では、今後、今ワークショップ、そういった中でいろんな論議もあっていると思いますが、やはり西からの砂の移動、これをどうとめていくかという、そういった問題もこれからの日程の中に入れていかなければ、この防砂堤が本当に機能を果たしていったって、費用対効果があったのかと問われる、そういったものになってくると思います。

そういった点では、後は西からの砂の移動に対する対策、こういったものを県に先ほど言いましたようにデータをこれからつくって、それを分析するというのもかもしれませんが、恐らくそういった方向になると思いますので、ぜひこれをやっていただいて、芦屋港湾への、また芦屋海岸への砂の堆積をとめていくという、この事業を一步でも二歩でも進めていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

建設課長。

建設課長 三友 伸一君

先ほども申しあげましたけれども、ワークショップの中でもこの今言われます漂砂で流動する土砂についてですけれども、これについてもワークショップの中で、やはりこの飛砂だけではなくて、漂砂についても当然話が出ておりました。この防砂堤のゾーンだけではなくて、当然岡垣の矢矧から波津、あの一带からの流れがこの芦屋の港湾沿いの海岸線にずっと流れ、砂も一緒に入ってきているという現実でございますので、こういうものについて、まず全体の漂砂の動きをまとめたいと、県の見解でございますので、こういう動きを私どもも注視しながらお願いをしていきたいと、そう思っております。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

先ほど申しましたように、やはりこういった浜に港をつくれれば砂の被害で堆積、または侵食が起こるといふ、こういったことは全国的に起こっていることです。それと同時に、芦屋町では特に港湾建設と、また河口堰の建設も行いましたし、そして海は海砂採取、こういった3つの侵食や堆積を行う要素を持った可能性の強い工事がされています。こういったことが芦屋海岸の自然を破壊して侵食や堆積を繰り返しているという、こういったことが起こっていると思います。

これは2005年の新聞の切り抜きですけど、「羽衣の松」流出のピンチ脱したが、

460億円つぎこむ」という、こういった記事が載っています。これは羽衣の町で知られる三保の松原では、ここでは川の砂利の大量採取と砂防ダムによって、砂浜の侵食が始まり、1965年には海岸侵食が深刻な問題になりました。80年代に羽衣の松の流出を心配する声が高まり、県が対策事業に着手しました。20年をかけて砂利採取の抑制、離岸堤の設置、砂の投入等を行い、対策費用は460億円に上がったという、こういった場合、一度壊した自然を人工的に回復させろということになれば相当の税金の投入、国民のお金が必要になってくるということです。

海洋物理学者の宇野木早苗さんは、「一たび人間の愚かなともいえる行為で自然のバランスを崩すと、それをもとに戻すのは容易ではありません。長い間の期間と莫大な費用がかかります。三保の海岸の侵食問題はその点で教訓的です」と言っています。やはり芦屋海岸もこの自然を、そして環境を守っていくという点では、時間と努力、そしてまた費用が相当かかると思いますが、やはり私たちの時代にそういった過ちを犯したんなら、私たちの時代でこれを解決するという、そういったことで今後も芦屋町としてもぜひ海岸の再生を行っていただきたいと思います。

それと、先ほども言いましたように、芦屋海岸には防砂堤の問題ではなくて、いろんな問題がこの議会でもそれぞれ議員さんからも指摘されています。

1つは、三里松原の侵食・堆積の対策、それから港湾県有地でのテトラポットの製造の問題、それから海浜公園の整備・管理の問題、それから遊歩道への飛砂の除去の問題、それから海水浴場の砂の廃棄物の問題、こういったいろんな問題があります。これはほとんどが県との協議、こういったものが必要となっています。で、今までの歴代の担当の課も町長さんもこういったことについて県との協議をやってきたと思いますが、なかなか前進してないというのが今の現状だと思います。やはりこの問題点がどこにあるかと言えば、それぞれの事案を単体でとらえて県と交渉していても、なかなかその解決の方向というのが、特に財政的な負担の問題がありますので見えないと思います。

そういった点で、私はこの芦屋港湾、また芦屋海岸一帯を芦屋町としてどう位置づけているのか。それは用途としても先ほども言ったように、芦屋港湾は砂の積み出し、テトラポットの製造、そういった点では、町民にとっては一利の分もありません。県にとってはテトラポットの製造によって、約年間5,000万円の収入とかそういったものもありますが、芦屋町民にとっては砂が飛んできたりとか、また自然環境を崩す、そういったことで利はありません。

そういった点では、この芦屋港湾の活用を芦屋町の将来のビジョンの中にどう位置づけるか、そして芦屋町の収益の増収、そしてまた観光産業の振興、そしてまちづくりで芦屋港湾をどう使うかという、そういったところを明確に出して県と交渉して行って、このいろいろな問題点を解決することが必要だと思います。

前回2回で町長は、これについてはレジャーボートの停泊地、そういったものにしたいとかいう、そういったことを申しましたが、これも一つの案だと思います。ただ、まちづくりの問題に大きく関係する問題ですから、やはり今回この議会でも住民参画まちづくり条例が出ています。この中でもあるように、やはり町民と十分話し合いながら計画の段階から町民の声をを入れて物事をやっていくという、そういった点では、ぜひ町民と話し合いをしながら、この芦屋港はどう生かして芦屋町の活性化のため、そして芦屋町の発展のために使うのかという、そういった取り組みを一刻も早くやっていただきたいと思います、その点はいかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

今のる川上議員のお話でございますが、まことに的を射たお話であるわけでございますが、その中にはやはり今言われたことは総論、皆さんがそう思われていることであると私は思っております。芦屋の町民の方、皆さん、あの海岸を何とかしたいという思いは強いと思えますし、過去私も議会におった折にも何度も一般質問し、議員各位も何人の方もこのことについて触れておられたわけでございます。

ただ、現実的に、やはり総論の中には各論があって、やはりそこを港湾は港湾、なぜその港湾ができたのか、歴史的な背景があるわけでございます。そして、そこにプレジャーボートを私はさきの議会の折に、たしか室原議員のご質問のときにお答えしたと思うんですが、そういう思いで港湾協会をお願いをしているというお話をさせていただいたんですが、しかしそこには、やはり漁業者、漁業従事者、漁業組合の方がどう言うのか、じゃあそれは反対であるということになると、やはり生活圏が第一優先になるわけございまして、なかなかその辺の整合性というのはいかないわけでありまして、やはり総論と各論の違いというのは、なかなかそこに違いがありまして、なかなか前に進まないというのが現実であろうかと思うわけです。

かといっても、今川上議員の言われたことは全く的を射たお話だと私は思っておるわけでございます。そのたびに 実は先日、八代の方で九州港湾協会の総会がございまして、その折その前の県の総会の折には皆さんの前でお話したんですが、九州の八代であった折には福岡県の土木部長に今度県庁の方に私単独でお伺いいたします。陳情させていただきますので、その旨よろしくお願ひしますというふうにお話をして帰っております。で、今川上議員言われたように、私はそう言ったものの、じゃあこの運動を具体的にどういうふうにして持っていったらいいのか。今言われるように、ただ単体に単発でぼんぼん言っても、これは解決する問題ではないなど。もっと大きな町民運動的な、例えば署名を集めて県に出す、それが議会全会一致で陳情をつくって、陳情書を持って運動するというような、もう少し大きなうねりのある行動をやらないと、この問

題は解決しないのではないかと、5月に町長に就任して以来強く思っているわけでございます。
この問題についての意識は川上議員と全く一緒でございます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

当然相手のあることですから、こちら側の意見だけで通ることはならないと思いますし、またやはり町民と十分話し合いをする中で、芦屋町の発展や町民の利益というふうにつながるのであれば、私たち議会人もぜひそういったことに全力を挙げて町長と一緒に実現できるように頑張っていきたいというように思っています。

続きまして、次の後期高齢者医療制度について、対象者は1,668人おられるということで、それでこの中で被用者保険の被扶養者の高齢者が245人おられるということです。で、こういった被用者保険の扶養者の方は、現在サラリーマンなどの扶養家族として保険に加入している高齢者、こういった方々は保険料を払っていません。ところが新制度では、これに対して大体平均で3,100円の保険料を245人の方から取るという、新たな負担がこの方々に生まれてくるわけです。こういった健康保険の扶養家族となる高齢者の方々は、大体年収180万円未満、そういった低所得者を含め、すべての高齢者から容赦なく保険料を取り立てるとというのが今度の保険です。

例えば、こういった事例も生まれてきます。夫が健康保険本人75歳、妻が健康保険で74歳の場合、夫は後期高齢者医療制度に移行します。妻は今まで国民健康保険の扶養でしたが、これが夫が後期医療制度に移るので、妻自身が国保に新規加入する必要性が起こってくる、こういった問題があります。これによって、この家族の負担がふえる。また、事情があって後期高齢者の方が小学生のお孫さんを扶養しているという、こういった家庭もありますが、こういった場合、2人とも後期高齢者に移行しますと、今度は小学生が小学生として国保に加入しなければいけないという、こういったいろんなおかしな事例が出てくると思います。

やはり一人一人全員を強制加入させる制度、扶養家族を個々に分けることには、核家族に拍車をかけるのではないかと。また年金天引きにはやはり相談の機会すら奪い、生活困難を潜在化させると。支払われない人の相談に応じる体制の確立、これが芦屋町に必要なだと思います。こういった相談窓口、これをつくるべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

現在のところ、まだ芦屋町独自で相談窓口をとすることは、まだ考えておりません。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

まだ来年4月からの発足ということで、なかなかそういうふうにはなっていないと思いますが、ただもう広域連合も発足した中で保険料の論議とか、そういった部分も始まっていると思います。そういった点では、ぜひそういった高齢者の方々が路頭に迷わないように、そういった窓口相談、こういったものも十分配慮していただきたいと思います。

で、年金受給者の4割の方は国民年金です。で、月額5万円以下の年金ということで、この5万円という点では、生活保護水準以下というふうになります。この年金自体は、やはり天引きするということは、生活非課税の原則に反して生存権を侵すという、こういった問題が生まれています。今広域連合が発足していますが、この福岡県の保険料、これは大体どのくらいになるとお考えでしょうか。わかりましたら教えてください。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

議員ご指摘のとおり、厚生省試案では全国平均では月額6,200円ということになっております。ただ、その保険料につきましては、老人医療費の水準によって多少都道府県ごとに前後することになっております。で、この保険料につきましては、11月の広域連合議会で審議されることとなっております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

今の答弁のとおり、やはり福岡県自体の高齢者の医療費は、老人医療自体は全国平均の1.24倍という位置になっています。ということは、それだけ給付がふえるということは、福岡県の後期高齢者医療保険料というのは、全国平均にしても1.24倍ということで、月額7,500円は必要になってくるというふうな試算があります。また、この保険料については、例えば葬祭費、それと保険や健診費用、こういった部分はこの保険料の中には含まれてません。当然やはり葬祭費も保険から出ていましたし、保険や健診も今までの保険では行われていました。そういった点では、これを行うというふうになれば、さらにこの保険料に上乘せしなければいけないという、こういったことが考えられます。

それと、先ほど課長の答弁にありましたように、保険給付についている費用は、窓口負担を除いて、一つは4月の高齢者が個人単位で負担するのが保険料が10%、健保や管掌保険、それから市町村国保、これの拠出金が、これは0歳から74歳の方が出すふうになるんですけど、これが40%、そして公費負担が国が12分の4、県が12分の1、市町村が12分の1で、これで50%と、こういった割合になっています。ただ、7年後の2015年には、もう高齢者人口がふえるということで、この負担率がもう当初から10.8%に上げるという、こういったことが決められています。そういった点では、保険料が年間8万2,000円平均でなるという、こういったふうになっています。さらに2年ごとに見直される保険料では、広域連合ごとに医療実績を反映して定められますので、医療費の多い広域連合は保険も連動して高くなるという、つまり長寿の県こそが高い保険料が設定されるという、こういったことになってきます。

そこで、この保険料の問題について伺いますけど、少なくない高齢者が高くなる保険料を介護保険と合わせて支払う、これは1万円以上です。これに耐え切れず生活困窮に陥ったり滞納することが予想されます。そのための対策が必要ですが、町としての軽減対策、こういったものをお考えでしょうか。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

芦屋町独自の軽減ということは考えておりません。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

先ほど減免のおっしゃいましたが、確かに法定減免とか、そういった措置はあります。ただ、それでも介護保険とあわせて高い保険料を払えないという、こういった方が出てきていますので、やはり独自減免をこれから広域連合の中でも考えていかなければいけないと思います。

例えば国保料にしても、福岡市や北九州市、久留米市、こういった3自治体合わせて1万7,795世帯、こういったところでは独自の国保の減免制度をつくっています。そういった点では、広域連合に対してこういった問題点のある保険財政と保険料徴収方法、こういったことは是正を求めるべきだと思います。当然これは広域連合の中で論議されることだとは思いますが、ただやはり、町長は芦屋町の福祉を増進するという、そういったことを行う自治体の最高責任者です。そういった点では、その声をやはりぜひとも広域連合に上げていただきたいと思います。例えば、郡町長会、こういったことを通じて広域連合にこういった減免の要望を出す、こういったことはできないんでしょうか、町長に伺います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

この問題は議員もご承知かと思うんですが、つい7月30日に、先ほど課長もお話したように後期高齢医療の発会式があったばかりでございます。で、私と議会からは今井議員と行きました。で、今そういういろんな問題を今積み重ねて協議中でございます。で、川上議員の質問はわかりますが、今協議中でいろんなお話をされては、なかなか今からというときに、今出るであろう問題を仮定の話には、なかなかこの議会ではお答えしにくいということでございます。まだ7月30日、8、9 発会して40日でございますので、広域の連合の議会があったのかどうかというのはわかりません。私は7月30日1回行ったきりで、次の招集はまだあっておりません。だからこの時点において、この問題に関してちょっと答弁はしにくいなと思っているわけでございます。で、何か問題があれば郡の町長会を通じまして、言われたように真摯に取り組んで陳情をやりたいと思います。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

なかなかまだ完全に発足してないという状況もありますし、また町長自身も広域連合の議員でもないというところもあるんで、なかなか厳しい問題があると思いますが、ただやはり先ほども言いましたように、町の長として、広域連合議員ではなくても、町民の暮らしや福祉を守るといって、そういった立場で広域連合に対しては意見を首長として上げていただきたいと思います。

特になぜかと言いますと、先ほど言いましたように資格証明書の発行の問題がこれに多くかかってきます。現行の老人保健法では75歳以上の高齢者は資格証明書の発行は除外されます。高齢者は例外なく何らかの病気を持っています。窓口で全額支払わなければ医者にかかれない資格証明書の発行は、本当に高齢者にとっては命綱を断つという、こういったことになります。後期高齢者制度ができたために、74歳までは、かろうじて医者にかかれていたのが、75歳になった途端、保険証を取り上げられて医者にかかれなくなる。保険料が払えず医者にかかれないというのは、まさに命のさたも金次第、こういったことになります。

さらに問題点は、資格証明書の発行は後期高齢者に最も弱い立場の高齢者に向けられるということです。年金金額月額1万5,000円以上の8割の人が特別徴収において否が応でも年金から天引きされ、これは滞納がありません。介護保険でも100%です。残りの2割の高齢者1万5,000円以下の年金受給者は、この方々が普通徴収となります。

福岡県では、この普通徴収者が約10万人、芦屋町では先ほどの高齢者人口の割からいいますと約338人、このぐらいが普通徴収になる可能性があります。介護保険の普通徴収率の収納率が、町長この前も運営協議会に出られて聞いたと思いますけど90%、今回は87%ぐらいにちょっとまた徴収率下がっていました。滞納者がふえています。そういった点では、福岡県では1万人、芦屋町では34人の方が未納になるおそれがあります。これが介護保険と2つあわせたら、さらにまた徴収率が下がることも考えられます。こういったことが生まれてきます。

国保の問題では、芦屋町では国民健康保険の資格証明書の発行が行われず、医療を受ける権利を保障して町民の命と暮らしを守るといふ、こういった立場を貫いています。やはりこの月額1万5,000円以下の収入しかない被保険者の方、こういった方々は保険料を払いたくても払えない、特別の事情に当たるとして、原則資格証明書を発行すべきではないと考えます。

この特別な事情というのは、前回も言いましたけど、世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったとき、世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと、世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと、全各号に類する事項があったことというふうについて、その町村で判断することができます。特に高齢者医療制度が広域連合で行われていますけど、広域連合の説明の中にもありますように、市町村の役割としては、保険証の引き渡し、申請や届けの受け付け、そして1万5,000円以下の普通徴収者の保険料の徴収という、こういったものが町村の役割となっています。そういった点では、資格証の発行、これを出すのは町村の判断、または采配、こういったものが大きく認められることとなります。そういった点では、ぜひ国民健康保険と同じように芦屋町が資格証明書の発行を出さないという、そういった立場を貫いていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

先ほどお話ししたように、まだ背骨ができていないわけですが、骨格が。骨格ができていないことを、まあお気持ちはわかります。骨格ができれば、やはり福祉対策、そういう弱者に対するいろんな救済というのは大事なことでございますので、真摯にやりたいと思います。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

ぜひ高齢者の命にかかわるものですので、ぜひ国保と同じような立場を貫いていただきたいと

思います。

それと時間が余りないのでもう省きますが、一つは広域連合の意見の反映ですね、これも今後検討したいということでしたが、やはりぜひ運営協議会の設置、そして市町村議会の積極的な関与、情報公開への徹底、こういったものを広域連合の中でも位置づけていただきたいと思います。

例えば、保険料は先ほどありましたように、広域連合の11月に開かれる臨時議会で決まります。しかし、これには高齢者の意見は全く反映されていません。また議会も私たちは決められた保険金額を承認する、これだけのかかわりしかありません。そういった点では、こんな命にかかわる大事なことを情報の公開もなく、広域連合の中だけで論議していくということは、大変やっぱり問題があるというふうに思っています。

それと、この周知の問題ですけど、やはりこのように多くの問題を抱えている後期高齢者医療制度、これはもう来年からスタートします。やはり高齢者が十分な理解ができるのか、そういった点では、今もなかなかこれの問題について理解されている方は少ないというように思います。

福岡県後期高齢者医療広域連合は、こういった後期高齢者医療制度で医療を受けますという、こういったチラシを今つくっています。これは2種類あると思いますけど。ただこれを見ても、中身を見てもなかなか難しく理解できるというのは難しいと思います。そういった点では、周知徹底、こういったことを町としても考えていただきたいと思います。その説明会とか、そういった周知の問題についてはどのように考えているのでしょうか伺います。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

今のところ説明会等は予定しておりませんが、随時広報紙等でPR、周知していきたいと考えております。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

今後保険料の決定とか、そういったものの中で、住民にとって切実な問題になってくると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それと、先ほども言ったように、この中には包括制の問題ということで、医療の抑制のこともあります。例えば、診察の回数や薬が制限される、また政府の限定するかかりつけ医の指示がないと診療科目のかけ持ちができなくなるとか、また手術や入院も貧しい医療しかできない。また終末医療患者は病院を出されると、こういったことが公然と行われるようになります。そういっ

た点ではぜひとも周知徹底はよろしく願いいたします。

それと、最後に、この問題について私たちの考えとしては、やはりこのように最も所得が低く病気にかかる確率が最も高い高齢者だけを対象にした保険制度、これは相互扶助にはなじまないと思います。しかも診療報酬は定額制を主とした別立てで、医療内容を切り詰める高齢者差別医療となっています。高齢化が進み、医療費がふえるほどに保険料の値上げか医療内容の切り下げか、このどちらをとっても痛みしかない選択を迫る保険制度、これは撤回以外にないことを申し述べて質問を終わります。

以上です。

議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。